

2008 ROTAX MAX FESTIVAL

特別規則書

本大会は、FIA国際モータースポーツ競技規則および国際カート規則、ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則およびJAF国内カート競技規則とならびに、ROTAX MAX Challenge Sporting Regulations 2008及びROTAX MAX Challenge Technical Regulations 2008及び本大会の特別規則またその付則に従って開催される。

第1章 大会開催に関する事項

第1条 大会名称、開催日、場所及びオーガナイザー

- ① 大会名称:2008 ROTAX MAX FESTIVAL
- ② 開催日:10月11日(土)、12日(日)
- ③ 開催場所:瑞浪レイクウェイ
〒509-6472 岐阜県瑞浪市釜戸町 1064-118
TEL 0572-63-3178 FAX 0572-63-3179
- ④ オーガナイザー:J.M.S.C.
〒500-8357 岐阜県岐阜市六条大溝 2-15-9
TEL 058-272-7770 FAX 058-272-7766
- ⑤ イベントプロモーター:株式会社栄光
〒468-0052 愛知県名古屋市中天白区井口 1-1709
TEL:052-803-7055 FAX 052-803-7085

第2条 大会組織委員会及び審査委員会 公式通知にて示す。

第3条 大会競技役員 公式通知にて示す。

第4条 大会事務局

- ① 事務局所在地:開催場所と同じ
- ② 当日の事務局所在地:開催場所と同じ

第5条 競技の種目、クラス区分と格式

- ① 種目:スプリントレース
- ② 内容と格式:
ROTAX MAX Senior.....準国内
ROTAX MAX Junior.....準国内
ROTAX MAX Master.....クローズド
ROTAX MAX Mini.....イベント

第2章 競技参加に関する事項

第6条 エントリーの資格

- ① ROTAX MAX Senior
JAF発給の2008年度有効な国内B以上のカートライセンス保有者、または**中学3年生以上**でジュニアB以上のカートライセンス保有者で健康自認書を提出できる者。
- ② ROTAX MAX Junior
小学6年生～高校2年生(該当年齢の者を含む) 又、JAF発給の2008年度有効なジュニアB以上のカートライセンス保有者で健康自認書を提出できる者。
- ③ ROTAX MAX Master

当該年度32歳以上 又2008年主催者が認める有効なカートライセンス保有者で健康自認書を提出できる者。

④ ROTAX MAX Mini

小学3年生～中学2年生(該当年齢の者を含む) 又、2008年株式会社栄光が認める有効なカートライセンス保有者で健康自認書を提出できる者。

第7条 エントリーの受付

エントリーの受付期間、場所

大会開催1ヶ月前より**株式会社栄光**に所定の用紙に必要事項を記入し、エントリーフィー、保険料を持参又は、郵送すること。

参加定員

ROTAX MAX Senior、ROTAX MAX Masterクラスについては**68台**、ROTAX MAX Juniorについては**51台**、ROTAX MAX Miniクラスについては**34台**をもってエントリーを締切る。

第8条 エントリーフィーおよび保険料

ROTAX MAX Senior.....¥17,000

ROTAX MAX Junior.....¥17,000

ROTAX MAX Master.....¥15,000

ROTAX MAX Mini.....¥13,000

ピットクルー登録料1名(2名まで)・・・¥2,000

※上記金額には、保険料を含む。保険金の支払は、第6章に記載

※Myポンダー使用してレースに参加した者はレース終了後受付にて¥3,000を返却します。

※MyポンダーNoはエントリー用紙に記載して下さい

※Myポンダーの貸し借りは一切行えない。

※レース終了後所定時間内にしか返金は致しません。

第3章 車両規定

ROTAX MAX Challenge Sporting Regulations 2008 及び ROTAX MAX Challenge Technical Regulations 2008に準ずる。

第9条 シャーシ、エンジンおよびタイヤの登録

シャーシ:1台

エンジン:2台

ドライタイヤ:1set

ROTAX MAX Senior.....BRIDGESTONE YGK

ROTAX MAX Junior.....BRIDGESTONE YGK

ROTAX MAX Master.....BRIDGESTONE YGK
ROTAX MAX Mini.....BRIDGESTONE SL83
※YGKタイヤに関しては、RMC スタンプが押されたタイヤに限る。

レインタイヤ:1set

ROTAX MAX Senior.....BRIDGESTONE YGR
ROTAX MAX Junior.....BRIDGESTONE YGR
ROTAX MAX Master.....BRIDGESTONE YGR
ROTAX MAX Mini.....BRIDGESTONE YGR

第10条 重量

ROTAX MAX Senior.....最低重量160Kg以上
ROTAX MAX Junior.....最低重量148Kg以上
ROTAX MAX Master.....最低重量160Kg以上
ROTAX MAX Mini.....最低重量130Kg以上

※ゼッケンは、各自で用意した黄色下地に黒数字のものを前後左右の4箇所装着して下さい。

第4章 競技に関する事項

第11条 公式練習および公式予選

- ① 参加する全てのドライバーはこの公式練習に参加しなければいけない。参加台数によりグループ分けを行なう場合がある。また、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。
- ② 公式予選に参加出来なかったドライバーは最後尾のポジションとなる。公式予選1回を走行し、ラップタイムを計測する方式で行われる。公式予選の時間については公式通知による
- ③ 公式予選のグループ分け
出場台数が34台以下の場合：
グループ分けは行わない
出場台数が34台を越える場合：
参加台数によりグループ分けを行う。
 - 1) 1グループの出走台数が34台を超えず、かつ可能な限り同数となる複数のグループに分けて公式予選を行う。
 - 2) グループ分けは、競技会当日の参加確認受付時に抽選より決定し、ドライバーズブリーフィング開始時まで公式通知にて発表する。
- ④ ドライバーは、公式予選として設定された時間内であれば任意に出走し、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができる。但し、ピットに戻った場合は再トライすることができない。
- ⑤ 公式予選中の計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対して全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用する。
- ⑥ 公式予選の順位
 - 1) ケースA:
公式予選でグループ分けが無かった場合、各ドライバーが記録した最速タイムの順番による
 - 2) ケースB:
公式予選でグループ分け(2組)があり、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイムの差が102%を超えない場合、出走したグループに関らず、各ドライバーが記録した最速タイムの順番による
 - 3) ケースC:
公式予選でグループ分け(2組)があり、一方の組

の最速タイムと別の組の最速タイムの差が102%を超える場合、1位は第1組の最速タイム(総合最速タイム)とし、2位は第2組の最速タイム、3位は第1組で2番目に速いタイム、4位は第2組で2番目に速いタイム、5位は第1組で3番目に速いタイム、以下同様に決定する。

4) ケースD:

更に公式予選でグループ分け(3組以上)があった場合、上記2)及び3)の原則に従い、決定する

- ⑦ ⑤で記録したベストラップが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。(サードラップタイム以降のタイム)
- ⑧ その他の方法で行う場合は公式通知に示す。(不可抗力により①～⑥が採用できない場合)

第12条 レースの方法

•ROTAX MAX Senior

- ① 予選はグループを【A】【B】【C】【D】に分けて総当たり戦(【A】×【B】・【A】×【C】・【A】×【D】・【B】×【C】・【B】×【D】・【C】×【D】)、プレファイナルを1ヒート・決勝ヒートを1ヒートとし、決勝ヒートの結果により、最終順位を決定する。
- ② ヒートポイントは、1位【0p】2位【2p】3位【3p】4位【4p】.....と以下同様に決定する。
- ③ ポイントペナルティーがあった場合は、下位の順位のポイントまで加算される。その他の選手の順位移動(繰り上げ・繰り下げ)はない。
- ④ 失格者及び不出走者は予選ヒート最大参加台数プラス1ポイントとする。

•ROTAX MAX Junior

- ① 予選はグループを【A】【B】【C】に分けて総当たり戦(【A】×【B】・【A】×【C】・【B】×【C】)、プレファイナルを1ヒート・決勝ヒートを1ヒートとし、決勝ヒートの結果により、最終順位を決定する。
- ② ヒートポイントは、1位【0p】2位【2p】3位【3p】4位【4p】.....と以下同様に決定する。
- ③ ポイントペナルティーがあった場合は、下位の順位のポイントまで加算される。その他の選手の順位移動(繰り上げ・繰り下げ)はない。
- ④ 失格者及び不出走者は予選ヒート最大参加台数プラス1ポイントとする。

•ROTAX MAX Master

原則として、公式予選の結果によりグループ1、グループ2と2グループに分けて、予選ヒートを1ヒート行い、各々のグループ上位17台 合計34台による決勝ヒートを行いその結果により、最終順位を決定する。予選ヒート各々のグループ18位以下によりディビジョン2決勝ヒートを行いその結果により、ディビジョン2最終順位を決定する。

•ROTAX MAX Mini

原則として、予選ヒートを1ヒート・決勝ヒートを1ヒートとし決勝ヒートの結果により、最終順位を決定する。

第13条 レースシステム

予選ヒート及び決勝ヒート

- ① 予選ヒート及びプレファイナル、決勝ヒートの周回数
は公式通知による
- ② ROTAX MAX Master、ROTAX MAX Miniクラスの予

選ヒートのグリッドポジションは、公式予選の順番により決定する。

- ③ ROTAX MAX Seniorクラスの予選グループの決定は、公式予選の順番により、1位が【A】2位が【B】3位が【C】4位が【D】5位が【A】と以下同様に決定する。グリッドポジションは公式予選の順番により決定する
- ④ ROTAX MAX Juniorクラスの予選グループの決定は、公式予選の順番により、1位が【A】2位が【B】3位が【C】4位が【A】と以下同様に決定する。グリッドポジションは公式予選の順番により決定する
- ⑤ プレファイナルの参加資格とグリッドポジション
予選ヒートの成績による。同ポイントの場合は公式予選の成績による。
- ⑥ 決勝ヒートのグリッドポジション
プレファイナルの成績による。
ROTAX MAX Master、ROTAX MAX Miniクラスは、予選ヒートの成績による。

第14条 スタート

- ① ローリングは、全周を使用して行うものとする。
- ② ローリング中のショートカットは認めない。
- ③ ローリング中の追越禁止区間は11コーナー(パイロン)からスタートラインまでとし、かつ11コーナーから25mライン(イエローライン)まではアクセルを全開にしてはならない。
- ④ イエローライン(スタートライン手前25mライン)からは、スムーズにアクセルを全開にしなければならない。
- ⑤ 不出走により空席となったグリッドは、他のカートによって埋められてはならずスタートまで維持されなければならない。
- ⑥ ローリング開始後ピットインした者、ポールポジションに追い越された者、及び競技長より白地に赤の×印の旗(ボード)で示された者は隊列の最後尾につかなければいけない。
- ⑦ スタート旗が振られてもスタートラインを越えるまでは他車を追越したり横にはみ出したりしてはならない。
- ⑧ スタート後先頭のカートが1週するまでにコントロールラインを超えられないカートは、そのレースに出走する事はできません。
- ⑨ 全カテゴリーがクラッチ付きの為、低速で走行してもエンジンストールは起こらないので、先頭ドライバーは超低速で走行すること。

第5章 成績および賞典に関する事項

第15条 成績決定および賞典

各クラス上位入賞者にはトロフィーおよび賞典が与えられる。

第6章 保険金の支払方法

保険金額は被保険者1名について次のとおりとする。

- (1) ドライバー保険金額 普通条件1000万円
- (2) ピットクルー保険金額 普通条件1000万円

A, 死亡保険金:

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額(普通条件)が支払われる。

B, 不具疾病保険金:

事故の日から180日以内に身体の一部を無く、機能しなく

なった場合はその程度に応じて保険金額(普通条件)の下記割合で支払われる。

- (a) 終身自由を行うことができない場合 100%
- (b) 両方の目が見えなくなった場合 100%
- (c) 腕または足(関節より上部)をなくした場合60%
- (d) 両方の耳が聞こえなくなった場合 80%
- (e) 咀嚼または言語の機能をなくした場合 100%
- (f) 片方の目が見えなくなった場合 60%
- (g) 鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%
- (h) 手の拇指機能を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 20%
- (i) 片方の耳が聞こえなくなった場合 30%
- (j) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話し声を解せないとき 20%
- (k) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき15%
- (l) 足の親指をなくした場合 10%
- (m) 親指、人差し指以外の手の指を1本なくした場合 10%
- (n) 親指以外の足の指を1本なくした場合 5%

C, 入院保険金 通院保険金

傷害の結果として、平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要するとき、平常の業務に従事するまで1日、入院の場合は3000円、通院の場合は2000円が支払われる。

D, その他の規定

- (a) 医療保険金の支払は180日で打ち切られる。
- (b) 事故による障害について、不具疾病保険と重ねて支払われる場合は、その合算が支払われる。
- (c) 健康保険、労災保健、その他の給付に関係なく、保険金は支払われる。但し、通院は90日が限度である。